

## はじめに

久保敦彦

このところ年報には研究所が当該年度に開催した講演会とシンポジウムの詳細を報告として掲載し、年報の中核としておりますが、今年の年報には二〇〇一年度の分の一部と二〇〇二年度の分とを併載する運びとなりました。これは二〇〇一年度三月に行った「育つ環境・傷つく環境」を副題とする「子どもの福祉と家族・地域・自治体」の年テーマの一環となるシンポジウムの報告が前号に間に合わなかったことの結果です。

シンポジウム等の開催は必ずしも研究所サイドの一存でとはならない部分もありますが、ともあれ前年度にご協力をいただいた大関ミヨ子神奈川県立こども医療センター精神科婦長、合田加奈子横浜市福祉局児童福祉部長（同氏には以前にも研究所主催の市民講座の講師を委嘱申し上げました）、平野裕三子どもの権利NGO・ARC代表の諸氏には、この報告刊行の遅れについて先ずはお詫びを申さなければなりません。大いに遺憾とするところであります。

はじめに

さて、二〇〇二年度は「女性の人権の現在——世紀を超えて、国境を越えて」とのテーマの下で、二回の講演会と一回のシンポジウムを行いました。

第一回講演会は「新世紀における男女共同参画の推進」と題して山下泰子文京学院大学教授と小宮久夫神奈川県人権男女共同参画課長をお迎えしてそれぞれ女子差別撤廃条約を中心とする国連と日本の動き、行政としての取り組みについての基本的なスタンスを解説していただきました。第二回は「雇用差別の撤廃に向けた女性のたたかい」で、文字どおりその闘いの渦中にある原告白藤栄子氏、その訴訟代理人の一人である宮地光子弁護士から職場での、また裁判での実際の体験を踏まえての報告をいただきました。当日は白藤氏の共同原告である西村かつみ氏もお見え下さり、報告に参加して下さいました。シンポジウムのパネリストとしては、浅倉むつ子東京都立大学教授、中島通子弁護士、宮坂和子二十一世紀職業財団神奈川県事務所長、前記西村かつみ原告の四氏をお迎えし、均等法施行の現況、ポジティブ・アクションの現状など多様な問題についてご意見をうかがうことができました。

以上のように研究者だけでなく司法実務、行政などさまざまな立場の方々から異なる視点からのご報告を頂戴し、加えて訴訟当事者ご自身の声をうかがえたことは多角的、学際的な幅広い研究を標榜する研究所の趣旨に正しく沿うものであり、それぞれの講演者、パネリストの皆さまには豊富なレジюме、資料のご提供をいただいたことをも含め、皆さまにあらためて深く感謝申し上げる次第です。また、会場で質問、意見を寄せて下さり、研究所のアンケートに感想、提言を述べて下さった皆さまにも毎度のことですがこの場でお礼を申し上げます。

なお、問題の裁判は住友電気工業に対して男女賃金格差を理由としてその差額相当額の支払、国に対して男女差別を原因とする調停申請に対する調停不開始決定を理由とする慰謝料の支払を求めたものですが、第一審大阪地裁二〇〇〇年七月三十一日判決では原告敗訴となっており、現在控訴審に係属中です。ここで特に法学部の学生諸氏には留意していただきたい

ことを一つ申しとおきましょう。それは裁判所の判示に係わる検討をするに際しては、可能なかぎり必ず判決全文を自分で参照することです。この判決は「労働判例」第七九二号四八頁以下に掲載されていますのでご案内しておきます。

本学の共同研究助成制度は発足後四年を経過し、研究所も係わる一事業として定着化してきたようです。本号には二年企画の終結となる「分権型社会における自治体施策の現状と課題」については交告尚史教授から、「司法救済とADR——福祉領域での問題解決のための基礎研究」については橋本宏子教授から、それぞれのグループを代表しての概要報告があります。更に前年度に終了した郷田正萬教授を代表とする「東アジアにおける国際体制の再編成について」の共同研究の一員であられた横倉節夫外国語学部教授からは「日本と中国・韓国の国民間の相互認識の比較」のご寄稿を頂戴しました。この共同研究は構成員が四学部にまたがる点特徴的なものでしたが、その個別的な成果を当年報に掲載できることは誠に光栄であり、大変名誉なことと存じております。

研究所もその構成の基盤となる法学部が法科大学院設置の設置準備に忙殺されていることの影響を被らずにはいられない面がでてきておりますが、次年度に向けて何とか従来の事業の継続、発展を心掛けたいと思っております。講演、シンポジウムの基調としては二年間継続した人権関係からまた地方自治関連の問題に立ち帰る構想を持っております。年次のあらたまりを目処に具体化を進める予定ですが、今後共大学内外の皆さまのご協力をお願いいたします次第です。